

会津大学復興創生支援センター運営委員会規程

(平成25年3月4日規程第2号)

(最終改正 2023年7月1日規程第22号)

(趣 旨)

第1条 この規程は、会津大学学内運営組織等に関する規程（平成18年4月1日規程第10号）第30条の規定に基づき、会津大学復興創生支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）の運営方法その他必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 会津大学復興創生支援センター（以下「センター」という。）の管理運営に関する事項

(2) センターにかかわる規程の制定または改廃に関する事項

(3) センターが行う復興支援活動に関する事項

(4) その他センターの事業全般に関する事項

(組 織)

第3条 委員会は、学長又は部局長により推薦のあった者、25名以内で構成する。なお、委員長は、必要に応じて、適宜、学内外の有識者を委員会に出席させることができる。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期中に欠員を生じたときは、速やかにこれを補充するものとし、欠員により新たに委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 センター長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、センター長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

(議 決)

第6条 委員会の会議は、委員の過半数以上の出席により成立し、出席委員の過半数をもって決定する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(庶 務)

第7条 委員会に関する庶務は、センター事務長が総括する。

附 則

第1条 この規程は、平成25年3月4日から施行する。

第2条 本則第3条の規定にかかわらず、発足時における委員会は、既設の「会津大学復興支援センター設立準備委員会」の構成員をもって構成する。

第3条 前条の規定により委員会発足時に構成員となった委員については、本則第4条の規定にかかわらず、翌年度当初からその任期を算定するものとする。

附 則

この規程は、2023年7月1日から施行する。